

大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱

平成 8 年 3 月 4 日

告示第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は測量・建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）のうち大規模又は特殊なものにおいて、これらの建設工事又は測量・建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）に係る業者（以下「建設業者等」という。）が共同連携して建設工事等ごとに結成する建設工事共同企業体又は測量・建設コンサルタント業務等共同企業体（以下「共同企業体」という。）について、共同企業体の要件、競争入札参加資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲型共同企業体 共同企業体のうち、共同施工方式により建設工事等を施工するものをいう。
- (2) 乙型共同企業体 共同企業体のうち、分担施工方式により建設工事等を施工するものをいう。

(共同企業体の要件)

第 2 条 建設工事等を共同して行う目的で共同企業体を結成するときは、当該共同企業体は、次の要件に該当するものでなければならない。

- (1) 共同企業体を構成する建設業者等（以下「構成員」という。）は、建設工事等に係る競争入札参加者の資格を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成は、原則として 2 社とする。ただし、円滑な共同実施の確保に支障を生じないと認められる大規模な建設工事等において、契約担当者が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (3) 構成員の代表者（以下「代表者」という。）が、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれ次に定める者であること。

ア 甲型共同企業体 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

(ア) 建設工事 構成員の級別格付が同一の場合にあつてはより大きな施工能力を有する者、構成員の級別格付が異なる場合にあつては上位の等級の者

(イ) 測量・建設コンサルタント業務等 より大きな履行能力を有する者

イ 乙型共同企業体 契約担当者（大分市契約事務規則（昭和 39 年大分市規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が主たる工事種別等と定めた建設工事等を行う構成員又は構成員のうちから代表者として決定された者

- (4) 共同企業体の各構成員の出資額又は分担額が、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、それぞれ次に定める額を満たすこと。

ア 甲型共同企業体 出資額の総額を構成員の数で除して得た額に10分の6を乗じて得た額以上の額であり、かつ、代表者の出資比率が構成員のうち最大であること。

イ 乙型共同企業体 構成員の分担する工事又は委託業務に係る価格を基準として構成員において決定した額

(5) 構成員は、同一の建設工事等について、2以上の共同企業体の構成員となることはできないものであること。

2 前項に規定するもののほか、発注する建設工事等に関する共同企業体の構成員の技術的要件等は、契約担当者が定める。

(競争参加資格委員会等の意見聴取)

第3条 契約担当者は、前条第2項に規定する技術的要件等を定めるときは、あらかじめ、競争参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 資格委員会の委員は大分市建設工事入札参加等指名審査会（以下「指名審査会」という。）の委員をもって充て、資格委員会の委員長は指名審査会の委員長をもって充てる。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(公告)

第5条 契約担当者は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 共同企業体により競争を行わせる建設工事等である旨

(2) 建設工事等の名称

(3) 建設工事等の場所

(4) 建設工事等の概要

(5) 共同企業体競争入札参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の受付期間及び受付場所

(6) 共同企業体の構成員の数、組合せ、結成方法、出資比率（乙型共同企業体の場合を除く。）、存続期間、代表者の要件及び構成員の要件

(7) 競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明に関する事項

(8) その他必要と認める事項

(共同企業体協定書の提出)

第5条の2 共同企業体を結成して入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、契約担当者が指定する期限までに、甲型共同企業体にあつては共同企業体協定書（甲）（様式第2号）、乙型共同企業体にあつては共同企業体協定書（乙）（様式第3号）の写しを契約担当者に提出しなければならない。

(競争入札参加資格の確認の申請等)

第6条 競争入札参加資格の確認を受けようとする共同企業体は、第5条の規定による公告（以下「公告」という。）に示された期限内に申請書に競争入札参加資格を確認する書類を添えて契約担当者に提出しなければならない。

(競争入札参加資格の確認)

第7条 契約担当者は、前条の規定により申請書が提出されたときは、審査を行い、その結

果を申請書を提出した代表者に書面により通知するものとする。ただし、電子入札システムを使用して行う入札を除く。

(競争入札参加資格がないと認められた共同企業体に対する理由の説明)

第8条 前条の規定により競争入札参加資格がない旨の通知を受けた代表者は、公告に示された期限内に、競争入札参加資格がないと認められた理由について、契約担当者に説明を求めることができる。

2 前項の規定により理由の説明を求めようとする者は、その旨を記載した書面を、持参により提出しなければならない。

3 契約担当者は、第1項の規定により理由の説明を求められたときは、原則として、公告に示された期限の翌日から起算して8日以内に、理由の説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

(共同企業体の存続期間)

第9条 建設工事等に係る契約の相手方となった共同企業体は、当該建設工事等の完成後3月以上解散することができない。

2 前項に規定する共同企業体の存続期間の満了後、当該建設工事等につき共同企業体が担保責任を負うべき契約不適合があるときは、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

3 当該建設工事等につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方となったものは、共同企業体協定書(乙)第8条に基づく協定書(様式第4号)を契約担当者に速やかに提出しなければならない。

4 当該建設工事等につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該建設工事等に係る請負契約が締結された日をもって解散したものとみなす。

(要綱に定めない事項)

第10条 この要綱に定めない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第2号の規定は、この公告の施行の日以後に公告し、又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告し、又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行し、同日以降に公告する入札について適用する。

附 則

この告示は、令和２年５月２９日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用する。

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用する。

共同企業体競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者 殿

共同企業体の名称

共同企業体 住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者又は受任者 ⑩

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者又は受任者 ⑩

年 月 日付けで公告のありました 工事に係る競争参加資格
について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格（入札参加希望要件）状況表
- 2 同種の工事の施工実績
- 3 主任（監理）技術者等の資格及び工事経験

共同企業体競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者 殿

共同企業体の名称

共同企業体 住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者又は受任者 ⑩

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者又は受任者 ⑩

年 月 日付けで公告のありました 委託に係る競争参加資格
について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格（入札参加希望要件）状況表
- 2 同種の委託の履行実績
- 3 配置予定技術者の資格等

様式第2号（その1）（第5条の2関係）

共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、大分市発注による _____ 工事を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地） _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、第1条に規定する工事の完成後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、入札及び見積りに関する権限、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 当企業体の出資の割合は、次のとおりとする。

(商号又は名称) _____ %

(商号又は名称) _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第 1 条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、第 1 条に規定する工事の完成後、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合に応じ構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合に応じ構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が第 1 条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか _____社は、上記のとおり _____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

様式第2号（その2）（第5条の2関係）

共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、大分市発注による _____ 委託を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 _____ 共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地） _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、第1条に規定する委託業務の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該委託業務の契約の相手方とならなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、入札及び見積りに関する権限、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 当企業体の出資の割合は、次のとおりとする。

(商号又は名称) _____ %

(商号又は名称) _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第 1 条に規定する委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する委託業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、第 1 条に規定する委託業務の完了後、当該委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合に応じ構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合に応じ構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が第 1 条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が委託業務を完成する。

3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

4 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 4 項までを準用するものとする。

(履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産し、又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるもの。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか _____社は、上記のとおり _____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印

様式第3号（その1）（第5条の2関係）

共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、大分市発注による _____ 工事を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地） _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、第1条に規定する工事の完成後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、入札及び見積りに関する権限、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する工事（以下「分担工事」という。）の一部につき発注者と契約内容の変更等を行ったときは、必要に応じて分担を見直すものとする。

- ・ ____工事 （商号又は名称） _____
- ・ ____工事 （商号又は名称） _____

2 分担工事の価格（以下「分担工事額」という。）については、次条に規定する運営委員会が別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 _____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員への必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 第1条に規定する工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合に応じ毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が第 1 条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか____社は、上記のとおり_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称
代 表 者

⑨

商号又は名称
代 表 者

⑨

様式第3号（その2）（第5条の2関係）

共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、大分市発注による _____ 委託を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 _____ 共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地） _____ に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、第1条に規定する委託業務の完了後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該委託業務の契約の相手方とならなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

所 在 地 _____

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称） _____ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、入札及び見積りに関する権限、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担委託業務額)

第 8 条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担する委託業務（以下「分担委託業務」という。）の一部につき発注者と契約内容の変更等を行ったときは、必要に応じて分担を見直すものとする。

- ・ ____委託 (商号又は名称) _____
- ・ ____委託 (商号又は名称) _____

2 分担委託業務の価格（以下「分担委託業務額」という。）については、次条に規定する運営委員会が別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第 1 条に規定する委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担委託業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員への必要経費の分配)

第 12 条 構成員は、その分担委託業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 第 1 条に規定する委託業務の履行中に発生した共通の経費等については、分担委託業務額の割合に応じ毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担委託業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務の履行途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が第 1 条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

(委託業務の履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産し、又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担委託業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する委託業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか____社は、上記のとおり_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称
代 表 者

⑨

商号又は名称
代 表 者

⑨

様式第 4 号（その 1）（第 9 条関係）

共同企業体協定書（乙）第 8 条に基づく協定書

大分市発注による _____ 工事については、 _____ 共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の価格を下記のとおり定める。

記

分担工事額（消費税及び地方消費税を含む。）

_____ 工事（商号又は名称） _____ 円

_____ 工事（商号又は名称） _____ 円

（商号又は名称） _____ 外 _____ 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称

代 表 者

⑨

商号又は名称

代 表 者

⑨

様式第4号（その2）（第9条関係）

共同企業体協定書（乙）第8条に基づく協定書

大分市発注による _____ 委託については、 _____ 共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する委託業務の価格を下記のとおり定める。

記

分担委託業務額（消費税及び地方消費税を含む。）

_____ 委託（商号又は名称） _____ 円

_____ 委託（商号又は名称） _____ 円

（商号又は名称） _____ 外 _____ 社は、上記のとおり分担委託業務額を定めたので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称

代 表 者

⑨

商号又は名称

代 表 者

⑨